

尾鷲市地域公共交通活性化協議会 規約改正について

第2回尾鷲市地域公共交通活性化協議会
令和7年11月20日開催



道路運送法の改正(令和5年10月1日施行)

道路運送法（昭和26年法律第183号）

【旧】

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第九条

4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、当該運送に係る運賃等について地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間の協議が調つたときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

【新】

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

運賃を協議するための協議会を新たに設置…構成員は以下4者

第九条

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調つたときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調つたときも、同様とする。

一 当該路線等をその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県

二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

三 当該路線等を管轄する地方運輸局長

四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

当該乗合事業者のみが参加

5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

公聴会の開催等が義務付け

新旧対照表

○尾鷲市地域公共交通活性化協議会規約

新	旧
第1条～第8条 (略)	第1条～第8条 (略)
(運賃協議会)	新設
第9条 協議会は、乗合旅客運送の運賃又は料金に関する事項について協議するため道路運送法第9条第4項に規定する協議組織として運賃協議会を置くこととする。	
2 運賃協議会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。	
(1) 市長が指名する職員	
(2) 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者	
(3) 国土交通省中部運輸局三重運輸支局長が指名する職員	
(4) 住民利用者	
3 運賃協議会の運営については、第8条の規定を準用する。	
4 運賃協議会で協議を行うときは、あらかじめ利用者その他利害関係者、その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。	
5 次に掲げる軽微な事案については、運賃協議会を開催しないものとする。	
(1) 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合。	
(2) 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合。	
(3) 新たな決済手段を追加する場合。	
6 運賃協議会において協議した事項については、協議会へ報告するものとする。	
(事務局)	(事務局)
第10条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。	第9条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。
2 事務局は、尾鷲市政策調整課に置く。	2 事務局は、尾鷲市政策調整課に置く。
3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めたものをもって充てる。	3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めたものをもって充てる。
4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。	4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。
(経費の負担)	(経費の負担)
第11条 協議会の運営に要する経費は、尾鷲市及び関係団体の負担金、国からの補助金、その他の収入をもって充てる。	第10条 協議会の運営に要する経費は、尾鷲市及び関係団体の負担金、国からの補助金、その他の収入をもって充てる。

(監査)

第12条 協議会の出納の監査は、監事が行う。
2 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第14条 協議会の会長、副会長、座長及び監事並びに委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。
2 前項に規定する報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(監査)

第11条 協議会の出納の監査は、監事が行う。
2 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第13条 協議会の会長、副会長、座長及び監事並びに委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。
2 前項に規定する報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

尾鷲市地域公共交通活性化協議会規約（案）

（設置）

第1条 尾鷲市は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画の作成に関する協議及び連携計画の実施に関するを行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた市民生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため、尾鷲市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（事務所の位置）

第2条 協議会の事務所は、三重県尾鷲市中央町10番43号（尾鷲市役所内）に置く。

（所掌事務）

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 道路運送法に基づく旅客運送の協議に関すること。
- (2) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (3) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (4) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第4条 協議会は、別表に掲げる委員（以下「委員」という。）をもって組織する。

（役員）

第5条 協議会に下記の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 座長 1名
- (4) 監事 2名

2 会長は、副市長とし、協議会を代表する。

3 副会長及び監事は、委員の中から会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったとき、又は欠けたときは、

その職務を代理する。

- 5 座長は、委員の互選により決める。
- 6 座長は、協議会の議長となる。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。
- 3 前号以外の委員については、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集する。

- 2 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに、会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第8条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。ただし、会長は、特に必要と認めた場合、会議を省略して書面による賛否を求め、過半数の賛成をもって、会議の議決に代えることができる。

- 2 会議の議決の方法は、出席した委員の過半数で決めるものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 会長は、必要がある場合は、委員以外の者を会議に出席させ、説明もしくは意見を聞くことができる。
- 4 前3項に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(運賃協議会)

第9条 協議会は、乗合旅客運送の運賃又は料金に関する事項について協議するため道路運送法第9条第4項に規定する協議組織として運賃協議会を置くこととする。

- 2 運賃協議会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 市長が指名する職員
 - (2) 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
 - (3) 国土交通省中部運輸局三重運輸支局長が指名する職員
 - (4) 住民利用者
- 3 運賃協議会の運営については、第8条の規定を準用する。

- 4 運賃協議会で協議を行うときは、あらかじめ利用者その他利害関係者、その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 5 次に掲げる軽微な事案については、運賃協議会を開催しないものとする。
 - (1) 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合。
 - (2) 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合。
 - (3) 新たな決済手段を追加する場合。
- 6 運賃協議会において協議した事項については、協議会へ報告するものとする。

(事務局)

- 第10条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局は、尾鷲市政策調整課に置く。
 - 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めたものをもって充てる。
 - 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

- 第11条 協議会の運営に要する経費は、尾鷲市及び関係団体の負担金、国からの補助金、その他の収入をもって充てる。

(監査)

- 第12条 協議会の出納の監査は、監事が行う。
- 2 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

- 第13条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

- 第14条 協議会の会長、副会長、座長及び監事並びに委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。
- 2 前項に規定する報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

- 第15条 協議会が解散した場合においては、協議会の收支は解散の日をもつて打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成20年5月28日から施行する。

(委員の任期の特例措置)

2 第6条の規定にかかわらず、最初に委嘱される委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年7月29日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年5月10日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

委 員
副市長
住民利用者
学識経験者
三重交通株式会社
三交南紀交通株式会社
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
三重県旅客自動車協会 紀北支部長
国土交通省中部運輸局三重運輸支局
国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所
尾鷲警察署交通課
三重県尾鷲建設事務所
三重県地域連携部交通政策課